

平成28年度事業計画

平成28年度は、第3期指定管理期間の1年目の年となる。昨今の障害者福祉を巡る状況は大きく変化しており、障害者差別解消法の施行等、変革に対応した事業展開が求められる。また、社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）において、社会福祉法人制度改革については、社会福祉法人の在り方そのものを見直すことが必要とされ、特に、社会福祉法人に対しては、その本旨を踏まえ、地域のニーズにきめ細かく対応し、事業を積極的に展開することにより、喫緊の課題となっている地域包括ケアシステムの構築において中心的な役割を果たすことが求められている。そのために、社会福祉法人として、地域におけるニーズに応じた公益的な取組みを、県と協議の上、実施に向け検討していく。

なお、第3期指定管理期間においては、指定管理期間が5年から10年に延長したことにより、施設の機能強化に向けた中・長期的な計画を立て、実現していく必要がある。具体的には、(1) 発達障害を診療できる専門的な外来・療育機能の強化、(2) 高次脳機能障害者の退院から社会復帰までの一貫した支援の機能整備、(3) 在宅の重症・重度心身障害児（者）が利用可能な短期入所や通所サービス等の支援機能の整備等がある。これらの実現には、それぞれの障害に特化した支援機能を整備させ、個々の支援ニーズに対応できるよう、マネジメントしていく必要がある。

今後も利用者から選ばれる福祉・医療サービスの提供主体であるためには、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実を行うことや、より専門性の向上を図っていく必要がある。そのためには、各施設で提供しているサービスの内容や提供体制の定期的かつ客観的な評価、見直し及び再構築を行うとともに、優秀な職員の確保、人材育成策の充実等、職員の能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これらのことを踏まえ、指定管理9施設の管理経営並びに受託事業及び自主事業の実施に当っては、次の基本方針を基に、以下の事項を重点的に実施する。

〈基本方針〉

- 1 利用者本位の福祉サービスの提供を基本とする。
- 2 経営基盤の強化や安定的な経営ができる体制づくりに取り組む。
- 3 ニーズに対応した質の高いサービスを提供する体制の強化を図る。
- 4 各施設の専門的機能を活用し、地域福祉の向上に貢献する。

〈重点事項〉

1 利用者から選択される福祉サービスの提供

利用者等のニーズを的確に把握し、利用者等から信頼され、選ばれる福祉サービスの提供に努める。

- 個々のニーズに応じた個別支援の実施
- 医療スタッフをはじめとした専門スタッフの施設間連携による事業団全体でのサービスの提供

2 経営体制の強化

社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進めるとともに、常に的確・健全な経営に努める。

- 社会福祉法人制度改革に伴う経営組織のガバナンスの強化の策定
- 収入増に係る具体策の実現に向けた取り組み
- 人的、物的資源の有効活用の促進
- リスクマネジメント体制の充実
- 消費税率の増税を踏まえた中・長期計画の策定

3 質の高いサービス体制の強化

障害者福祉制度の変革の中で、利用者から選ばれる福祉サービス提供主体となるため、より一層の専門性の向上を図る。

- 利用者の権利擁護に対する取り組み
- 職員の確保対策として広報活動等の充実
- 研修・教育体制の強化
- 職員のメンタルヘルスに関する対策の充実
- 研究・業務改善活動に対する支援策の実施
- 短時間勤務制度等の子育て支援策
- 障害者差別解消法に係る内容の理解・検討及び利用者に対する合理的配慮の提供
- 個人情報保護対策及び職員の意識向上
- コンプライアンスの徹底に関する取り組み

4 専門的機能の活用による地域福祉向上への貢献

各施設が有する専門的機能を活用して、在宅障害児（者）等の地域生活の支援や、施設から在宅・地域社会への移行支援に取り組むとともに、積極的に受託事業を実施する等、法人の専門的機能の充実を図る。

- 通所支援事業・障害福祉サービス事業等自主事業の実施
- 障害児等療育支援事業の受託・実施
- 高次脳機能障害支援体制整備事業の受託・実施
- 東広島市障害者等相談支援事業等の受託・実施
- 市町等関係機関との連携による診療活動等の実施
- 広島県障害者スポーツ協会との連携
- 地域貢献に対する具体的な取り組みの策定

社会福祉法人 広島県福祉事業団指定管理施設及び自主事業一覧

広島県福祉事業団は、平成28年度から平成37年度までの第三期指定管理期間（10年間）において、次の診療部門1施設、医療型障害児入所施設（療養介護含む）4施設、医療型児童発達支援センター2施設（内1施設は入所施設に含む）、障害者支援施設2施設、身体障害者福祉センター1施設、計9施設の広島県立社会福祉施設について、指定管理者として管理経営していきます。

さらに、自主事業として、短期入所事業、相談支援事業等を実施していきます。

【指定管理施設】

◇障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町田口）

◎医療センター	（診療部門）	入院160床
高次脳機能センター		入院 40床（再掲）
◎若草園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 62人
	（医療型児童発達支援センター）	通所 10人
◎若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53人
◎あけぼの	（障害者支援施設）	入所 70人
		日中 80人
◎スポーツ交流センター	（身体障害者福祉センター）	

◇福山若草園（福山市水呑町）

◎福山若草育成園	（医療型児童発達支援センター）	通所 20人
◎福山若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54人

◇障害者療育支援センター（東広島市八本松町米満）

◎松陽寮	（障害者支援施設）	入所148人
		日中174人
◎わかば療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50人

【自主事業】

◎若草園	○短期入所事業：空床型 4人	○放課後等デイサービス事業：定員 10人
◎若草療育園	○短期入所事業：併設型 5人	
◎あけぼの	○短期入所事業：併設型 5人	○相談支援事業（一般・特定）
◎福山若草育成園	○放課後等デイサービス事業：定員 10人	
◎福山若草療育園	○短期入所事業：併設型 6人	○生活介護事業：定員 10人
	○相談支援事業（特定）	
◎松陽寮	○短期入所事業：併設型 8人	○共同生活援助事業：定員 8人
	○相談支援事業（一般・特定）	
◎わかば療育園	○短期入所事業：併設型 5人	
「はみんぐ」	○児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 20人	
	○障害児相談支援事業	
「きらら」	○生活介護事業・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 5人	